

苫小牧市指定排水設備工事事業者の指定について

指定要件

- 1) 事業所等が緊急の排水設備工事に対応できる地域にあること。
- 2) 事業所等に本市に登録する専任の排水設備工事責任技術者が常時1人以上置かれていること。
- 3) 排水設備工事に必要な機械及び器具を備えていること。
- 4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 規則第13条の規定により指定を取り消され、その取消してから2年を経過しない者
 - ウ 規則第13条の規定により指定を取り消された法人の当該取消しの時の代表者でその取消してから2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行う事ができない者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの